

# 法学部 法律学科 教育における三つの方針

## 学位授与方針 [学士(法学)]

### ■ 知識・理解

- 人間と「自然・環境」「思想・文化」「地域社会」「国際社会」「歴史」との関係性の総合的な理解、環境問題に関する正しい知識など、21世紀の市民として必要な教養を身につけている。【総合的知識・理解】
- 様々な法現象に弾力的に対処するために必要な法学に関する基本的知識を体系的に理解している。【専門分野の知識・理解】

### ■ 技能

- 法的な問題点を抽出し、その解決に必要な情報を収集・分析・整理することができる。【専門分野のスキル】
- 情報社会における情報及び情報システム、インターネットの特性を理解し、それらを活用する技能を身につけている。【情報活用能力】
- 自然現象や社会的事象に関する量的調査の基本的な考え方と分析技法を身につけている。【数量的スキル】
- 英語（読む、書く、聞く、話す）を用いて、日常生活のニーズを充足することができる。【英語力】

### ■ 思考・判断・表現

- 課題を自ら発見し、法的な分析と論理的な思考を駆使した総合的な判断を行い、問題解決方法を示すことができる。【課題発見・分析・解決力】
- 自らの思考・判断のプロセス・結論を口頭や文章で明確に説明できる。【プレゼンテーション力】

### ■ 関心・意欲・態度

- 法的素養（リーガル・マインド）を身につけた市民として、社会的責任と倫理観を持ち、社会のために主体的に行動を起こすことができる。【実践力（チャレンジ力）】
- 自分自身で心身の健康の保持増進を行うことができる。【自己管理能力1】
- 「人間全般」や自分自身についての省察を深め、自らの持つ可能性を見出し、将来のキャリア構築に向けて積極的・主体的に準備行動ができる。【自己管理能力2】
- 人間の総合的な理解を通して得られた責任感、倫理観を自覚し、その深い理解をもって帰属する社会において積極的に行動できる。【市民としての社会的責任・倫理観】
- 法と社会のつながりを理解し、社会の抱える諸問題に対して高い関心を持っている。【生涯学習力】
- 多様な意見を尊重する姿勢を持ちながら、他者との相互理解に努め、協働して問題発見・解決に取り組むことができる。【コミュニケーション力】

## 教育課程編成・実施方針

法律学科では、教育目標を達成するため、以下の方針に基づき、教育課程を編成し実施する。

- 「基盤教育科目」から40単位以上、「専門教育科目」から84単位以上を修得する。
- 「基盤教育科目」は、卒業後の生き方や社会での活躍を支える人間性・主体性・社会性の育成を目的とする科目群とする。「教養教育科目」から8単位以上、「情報教育科目」から2単位以上、「外国語教育科目」から8単位以上を修得する。（詳細は別記）
- 「専門教育科目」は、法理論の深い理解、広い知識および総合的判断力を獲得し、法現象に弾力的に対応しうる法的思考力・処理能力を育成することを目的として、「総合科目」、「理論法学」、「公法」、「刑事法」、「社会法」、「国際関係法」、「民事法」、「商事法」、「関連科目A」、「関連科目B」の10の科目群で構成する。各科目群の内容は、以下のとおりとする。

なお、履修コースとして、「法務・行政」、「企業法」、「福祉・社会」、「国際法務」の4つのコースを設ける。各履修コースの特色に応じて、次表のとおり、上記の専門教育科目の各科目群から修得すべき単位数に違いをつける。

	法務・行政コース	企業法コース	福祉・社会コース	国際法務コース
総合科目	8単位必修	8単位必修	8単位必修	8単位必修
理論法学	4単位以上	4単位以上	4単位以上	4単位以上
公法	8単位以上	4単位以上	10単位以上	6単位以上
刑事法	8単位以上			
社会法	4単位以上	6単位以上	8単位以上	4単位以上
国際関係法	2単位以上	2単位以上	自由選択	4単位以上
民事法	10単位以上	10単位以上	10単位以上	6単位以上
商事法	4単位以上	6単位以上		

関連科目 A	自由選択	自由選択	4 単位以上	4 単位以上
関連科目 B	自由選択	6 単位以上	4 単位以上	4 単位以上

総合科目

1 年次から 4 年次までの積み上げ方式の学習を保証する、講義科目と演習科目からなる総合的な科目群とする。講義科目としては、法的な知識と技能の入門的な習得を図る法学総論を 1 年前期に配置し、法学の学習へ導入する。また、法的知識に加えて、法的実践力を養成するために、その後の学期に引き続き、現代法曹論 I・II と法律実務論 I・II を配置する。

演習科目においては、法的技能・課題解決力・実践力の獲得とともに、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力の育成を図る。1 年次では法学基礎演習 I・II を、4 年次では専門演習 III・IV を必修科目として、また、2 年次では外国文献研究 I・II を、3 年次では専門演習 I・II を選択科目として配置する。

理論法学

法理論についての深い理解と広い知識を獲得する基礎を形成するために、法について、哲学的・経験科学的・歴史的・比較法的な観点から理論的に探求する科目を、2 年次から配置する。

公法

「憲法」と「行政法」の 2 分野の科目群を中心として構成する。両科目群では、体系的・系統的に専門的知識を深めていく。「憲法」関連の科目を 1・2 年次に、「行政法」関連の科目を 2・3 年次に配置する。

刑事法

「刑法」と「刑事訴訟法」と「刑事学」の 3 分野の科目群を中心として構成する。それぞれの科目群では、体系的・系統的に専門的知識を深めていく。「刑法」関連の科目を 1 年次後期から 2 年次に、「刑事訴訟法」関連の科目を 2 年次後期から 3 年次前期に、「刑事政策」関連の科目を 3 年次に配置する。

社会法

「労働法」と「社会保障法」と「その他の社会法分野」の 3 分野の科目群を中心として構成する。それぞれの科目群では、体系的・系統的に専門的知識を深めていく。導入科目を 1 年次後期に、「労働法」関連の科目を 2 年次前期に、「社会保障法」関連の科目を 2 年次後期に、「その他の社会法分野」関連の科目を 3 年次前期に、発展的科目を 3 年次後期に配置する。

国際関係法

「国際公法」と「国際私法」の 2 分野の科目群を中心として構成する。それぞれの科目群では、体系的・系統的に専門的知識を深めていく。「国際公法」関連の科目を 2 年次に、「国際私法」関連の科目を 3 年次に、両分野にまたがる発展的科目を 3 年次後期に配置する。

民事法

「民法」と「民事訴訟法」の 2 分野の科目群を中心として構成する。民事法の知識を段階的・系統的に習得するために、「民法」関連の科目を 1 年次から配置し、「民事訴訟法」関連の科目を 2・3 年次に、発展的科目と実務的科目を 3 年次に配置する。

商事法

「商法」関連科目を中心として構成する。商事法の知識を段階的・系統的に習得するために 2・3 年次に科目を配置する。

関連科目 A

法を学ぶにあたっては関連する他の専門分野の知識を身につけておくことが有益であり、かつ、問題発見・解決能力や生涯学習力の向上にも役立つため、関連科目群 A に政策・福祉・国際系の科目を配置し 1 年次から修得できるものとする。

関連科目 B

法を学ぶにあたっては関連する他の専門分野の知識を身につけておくことが有益であり、かつ、問題発見・解決能力や生涯学習力の向上にも役立つため、関連科目群 B に経済系の科目を配置し 1 年次から修得できるものとする。

## 入学者受入れ方針

法律学科では、次のような学生を求めています。

- 日常生活における法現象に高い関心を持ち、社会問題に弾力的に対応できる幅広い知識・理論を習得する意欲にあふれ、卒業後、修得した知識や能力を弁護士・裁判官・検察官をはじめ、司法書士などの隣接法律専門職や公務員として、あるいは企業で、その他社会生活に関わるあらゆる場面で活かそうという明確な意志を持った学生